

いなざわ男女共同参画プランⅢ (案)

令和3年3月
稲 沢 市

目 次

第 1 章 プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プラン策定の背景	2
3 プランの期間	4
4 プランの位置づけ	5
第 2 章 稲沢市の現状と課題	6
1 人口の状況	6
2 男女共同参画に関する意識等	9
3 就業の状況	13
4 政策・方針決定過程への女性の参画状況	15
5 地域活動への女性の参画状況	16
6 様々な困難を抱える人の状況	17
7 健康に関する状況	20
8 ワーク・ライフ・バランスに関する状況	21
9 女性に対する暴力の状況	23
10 いなざわ男女共同参画プランⅡの評価	25
第 3 章 プランの基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 プランの体系	30

第4章 施策の展開	31
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上.....	31
1 男女共同参画の理解の促進.....	31
2 男女共同参画に関する教育・学習の充実.....	32
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の推進.....	33
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進.....	34
2 安心して子育て・介護ができる環境整備.....	34
3 女性への就労支援.....	35
4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進.....	36
5 地域活動における男女共同参画の推進.....	37
基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った環境の整備.....	38
1 生活上の困難を抱える人々への支援.....	38
2 生涯を通じた健康づくりの支援.....	39
基本目標Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶.....	40
1 DV等に関する啓発活動の推進.....	40
2 DV等相談体制の充実.....	41
3 DV被害者の保護・自立に向けての支援の充実.....	41
第5章 プランの推進	42
1 推進体制.....	42
2 進行管理.....	43
3 数値目標一覧.....	44

1 / プラン策定の趣旨

稲沢市では、平成 19 年に「いなざわ男女共同参画プランⅡ」（以下「プランⅡ」という。）を策定し、平成 22 年度には第 1 次中間改訂、平成 27 年度には第 2 次中間改訂を実施し、「稲沢市DV対策基本計画」を策定しました。計画の理念である「男女共同参画社会の実現」をめざし、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、女性が就職・結婚・出産・子育てなど様々な転機において活躍する形を自ら選択し、職場や家庭、地域など日々の暮らしの中で多様な視点を持って活躍できる社会環境づくりとともに、重大な人権侵害であるDVの防止や被害者の支援体制の強化を図るなど、さらなる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めております。

しかしながら、社会全体においては固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分ではありません。また、女性の就業率は増加しており、女性が仕事をする事について肯定的な意見が多いものの、男女共同参画を進めていくためには、ワーク・ライフ・バランスの実現も課題として残されています。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、「新しい生活様式」等、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。一方で、コロナ禍による社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。また、DV被害者の中には、コロナ禍の中で相談できず悩みを抱え込んでいる人も多いことが指摘されています。

今後は、こうした課題を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、男女共同参画のさらなる推進を進めていくために、アンコンシャス・バイアス等の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭・地域・企業等のあらゆる場における課題を解決することが必要となっています。さらに、深刻化するDVや女性に対する暴力の被害者への支援に向けて、相談体制を含めた取組みの充実が必要です。

本市ではこうした現状を踏まえて、これまでの取組みを継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、「いなざわ男女共同参画プランⅢ」を策定します。

2 プラン策定の背景

(1) 世界の動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51 年から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取組みが行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組み状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

「SDGs」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）



(2) 国の動き

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備する新たな段階に入りました。

令和 2 年 1 1 月には「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が男女共同参画会議から答申されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえた目指すべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

(3) 愛知県の動き

愛知県は、平成 13 年 3 月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定しています。また、平成 14 年 4 月には、「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、平成18年10月には「あいち男女共同参画プラン21」を改訂し、平成23年3月には「あいち男女共同参画プラン2011ー2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、着実に取り組みを進めてきました。

平成28年3月には、「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、重点目標として「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを効果的に進めています。

令和2年度で「あいち男女共同参画プラン2020」の計画期間が終了することから、令和2年11月に「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」が愛知県男女共同参画審議会から答申されました。その中で、「あらゆる分野における女性の躍進の促進」、「男女共同参画社会に向けての意識改革」「安心して暮らせる社会づくり」の3つを重点目標とし、また、新たに基本的施策としまして「男女共同参画の視点からの防災の取組」が盛り込まれています。

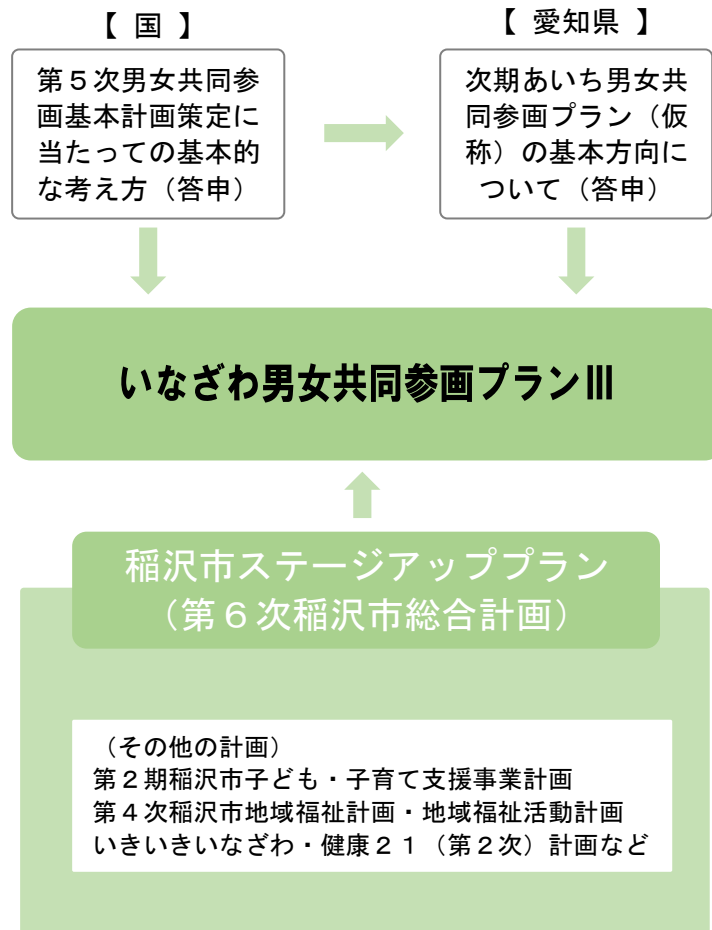
3 プランの期間

計画期間は、令和3年度から令和9年度までの7年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

平成				令和								
28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
いなざわ男女共同参画プランⅡ 第2次中間改訂				いなざわ男女共同参画プランⅢ								

4 プランの位置づけ

- 本プランは、基本法第14条第3項に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 本プランは、「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」を上位計画とし、「第4次稲沢市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「第2期稲沢市子ども・子育て支援事業計画」、「いきいきいなざわ・健康21（第2次）計画」などの関連計画との整合性を図っています。
- 国の男女共同参画会議から令和2年11月に答申された「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」及び愛知県男女共同参画審議会から同じく令和2年11月に答申された「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」と整合性に配慮した計画としています。
- 本プランの一部は、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。
- 本プランの一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する計画として位置づけます。



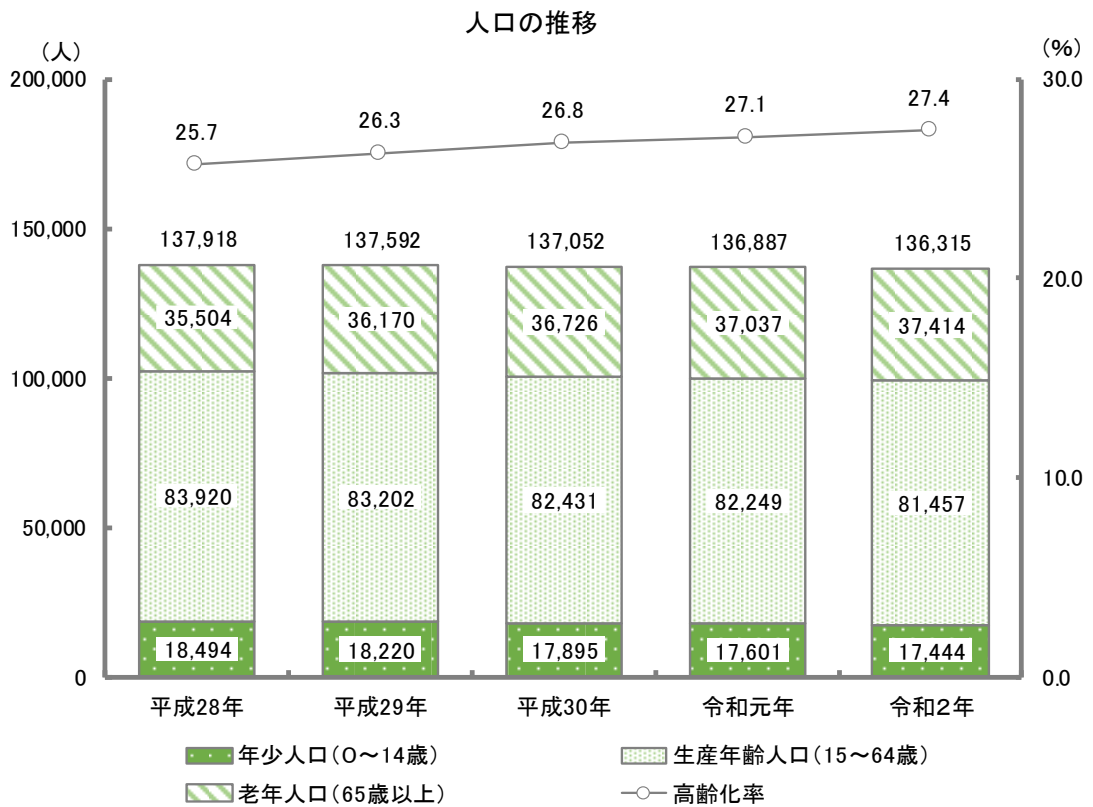
第2章

稲沢市の現状と課題

1 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、年々減少しており、令和2年の人口は136,315人となっています。

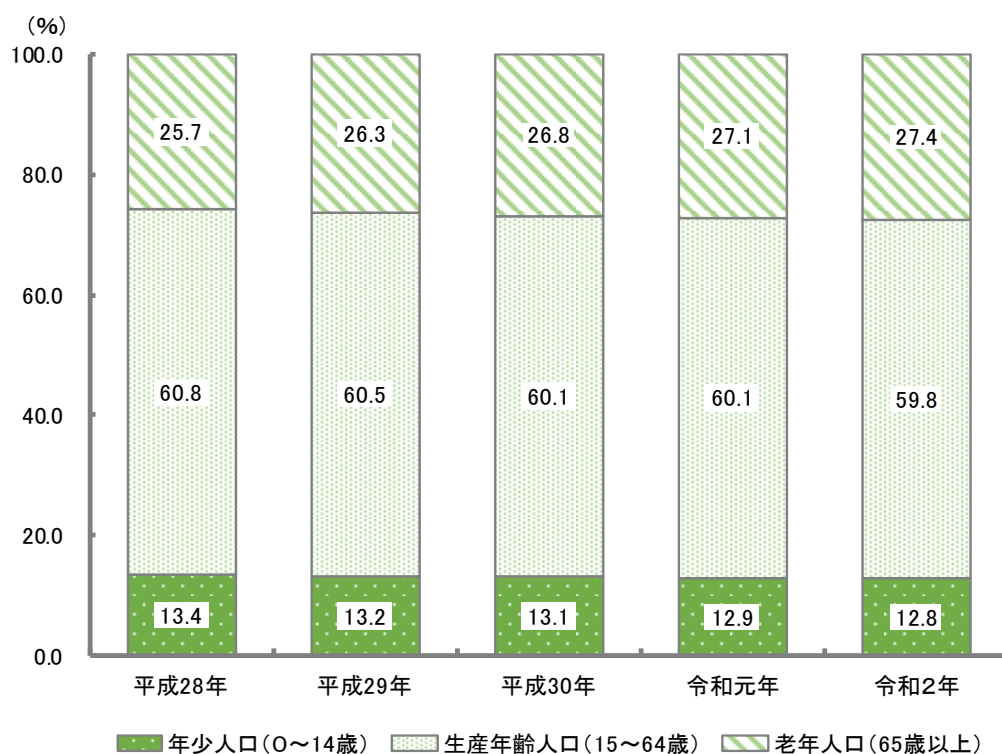


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 年齢別3区分別人口割合の推移

年齢別3区分別人口割合の推移をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)の割合は、ともに減少している一方で、老年人口(65歳以上)の割合は年々増加しており、令和2年で27.4%となっています。

年齢別3区分別人口割合の推移



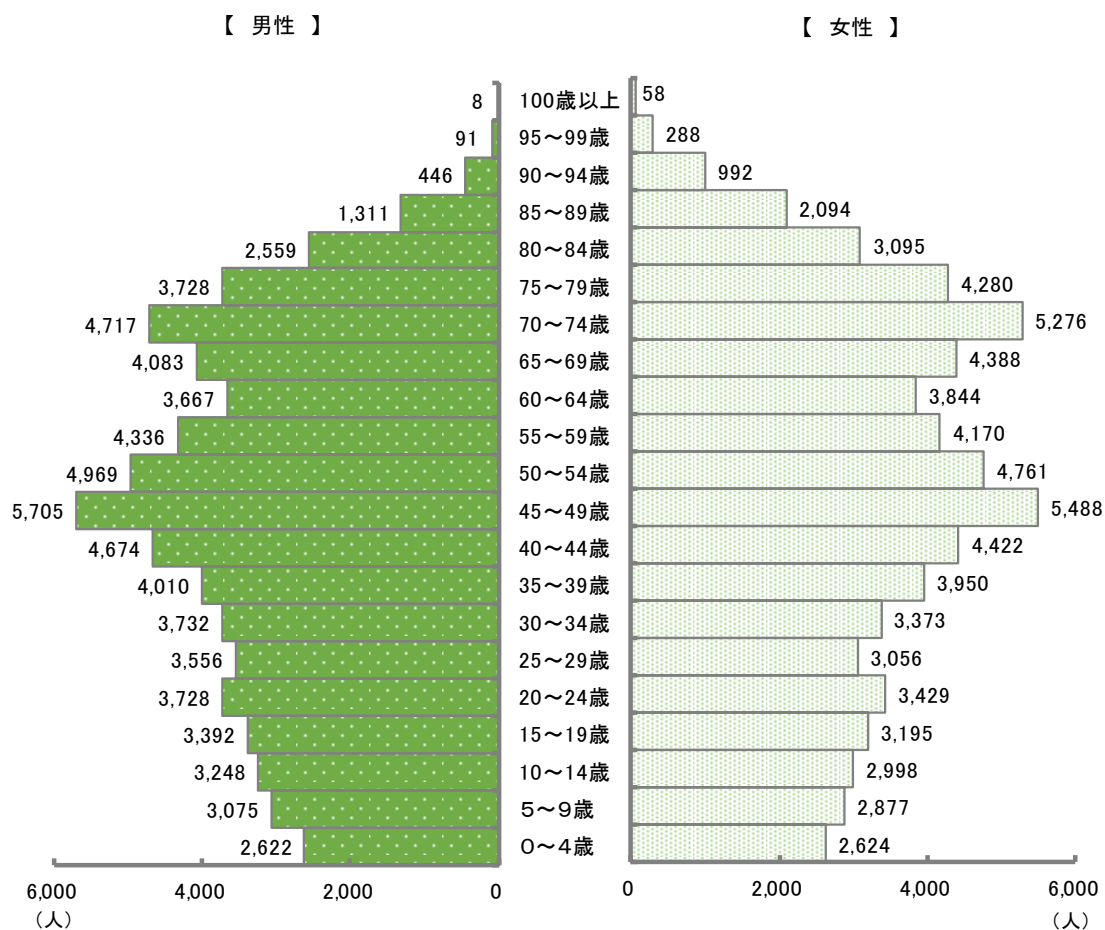
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 人口ピラミッド

人口ピラミッドをみると、令和2年10月1日現在で最も多い年齢層が、45歳から49歳のいわゆる「団塊ジュニア」と呼ばれる層で、次に70歳から74歳のいわゆる「団塊の世代」が多くなっています。

0歳から14歳の「年少人口」は年齢が低くなるに従って、少なくなっていることがわかります。

人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

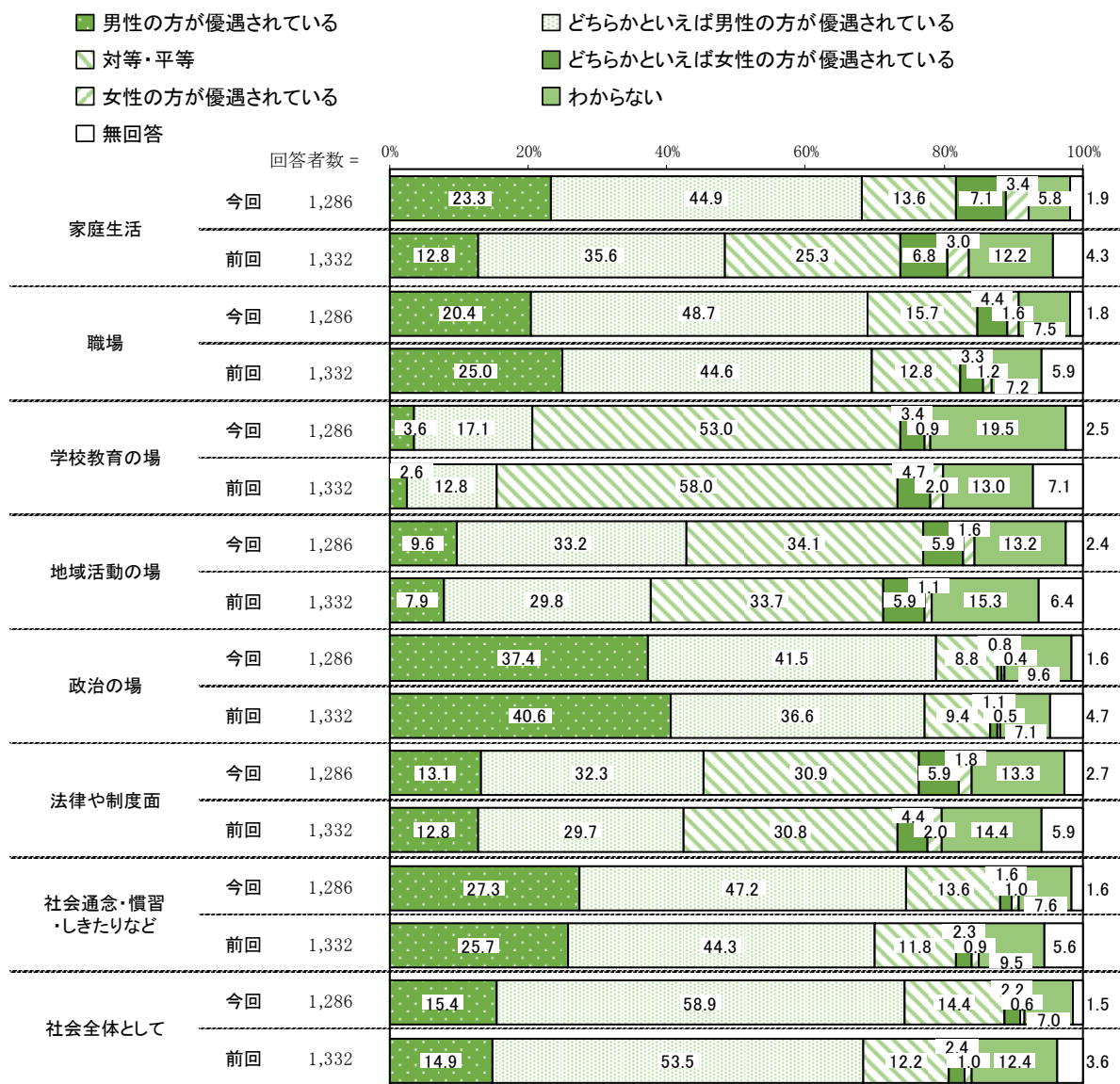
2 男女共同参画に関する意識等

(1) 男女の地位の平等感

本市では、【職場】を除いて、“男性優遇”（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が前回より高くなっており、なかでも【家庭生活】で“男性優遇”が19.8%、前回調査よりも高くなっています。

また、すべての分野で、“男性優遇”と回答した人の割合が、男性よりも女性の方が高い割合となっており、女性の方がより“男性優遇”の意識が強いことがうかがえます。

男女の地位の平等感（総数）

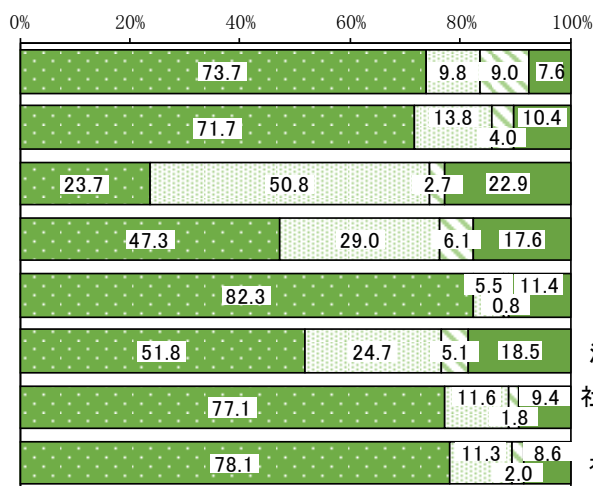


資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年、平成26年）

男女の地位の平等感（性別）

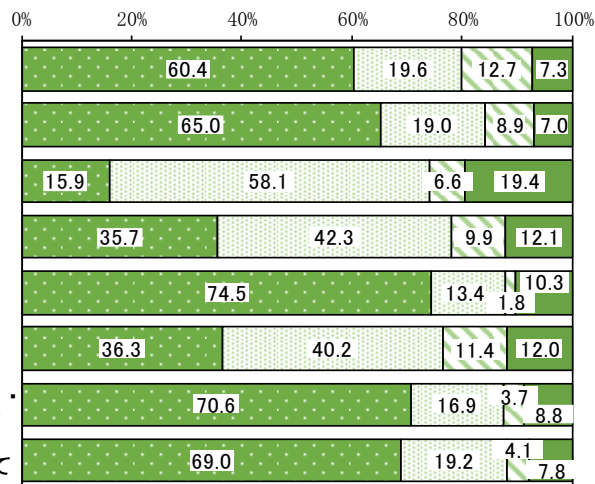
男女の地位の平等感（女性）

■ 男性の方が優遇されている
 □ 女性の方が優遇されている



男女の地位の平等感（男性）

□ 対等・平等
 ■ わからない・無回答



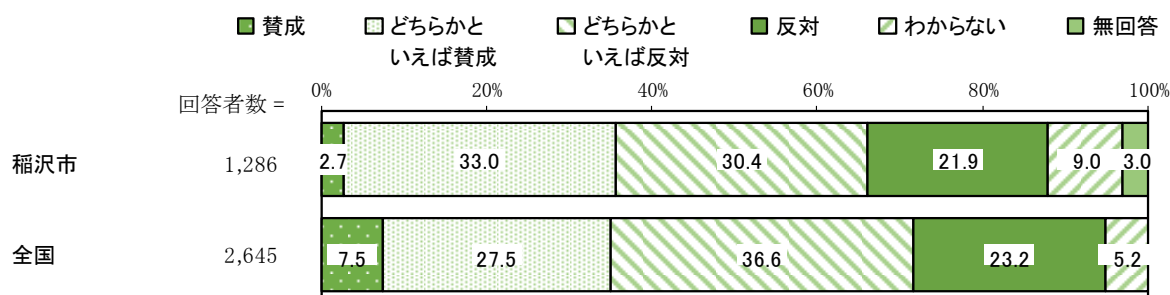
資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）

（２） 固定的役割分担意識

本市では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に、“反対”（「反対」、「どちらかといえば反対」）と回答した人の割合は52.3%で、“賛成”（「賛成」、「どちらかといえば賛成」）と回答した人の割合は35.7%となっており、“反対”が“賛成”を大きく上回っています。また、過去の調査と比較しても、“反対”と回答した人の割合は大きく増えています。

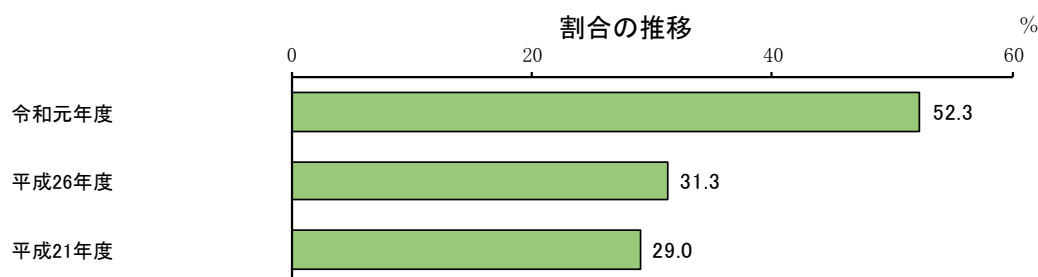
一方で、全国との比較では、“反対”と回答した人の割合は低く、また、女性が職業を持つことについての考え方においては、本市では「ずっと仕事を持ち続ける方がよい」と回答する人の割合が全国よりも低く、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人は高くなっていることから、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に対する意識

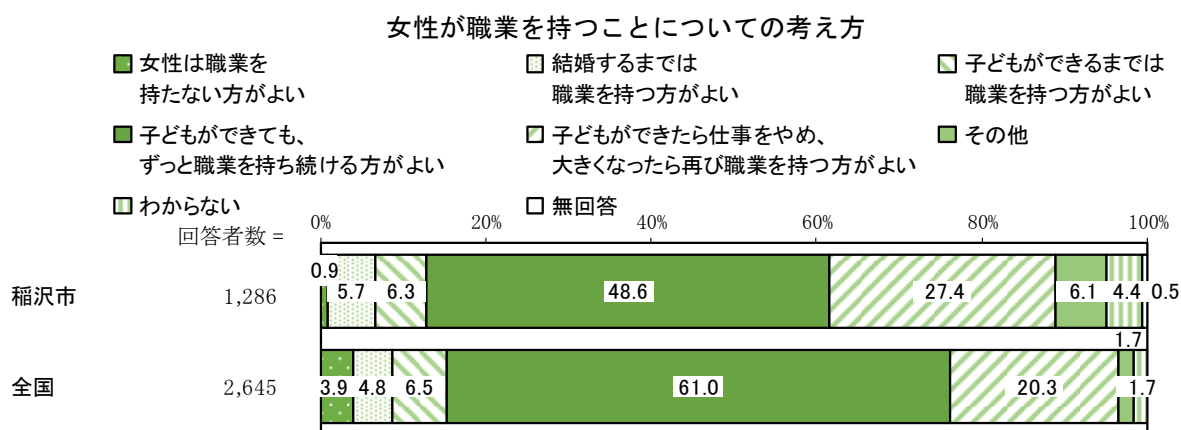


資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）
 内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年）
 ※全国は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に
「反対」、「どちらかといえば反対」の人の



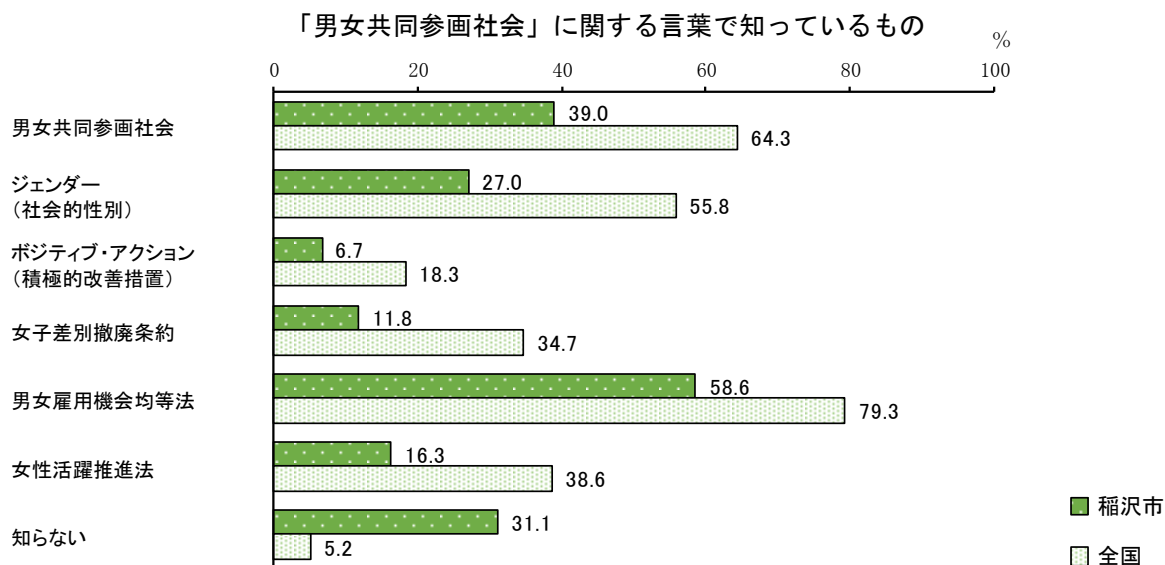
資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査



資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）
内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年）

（3）「男女共同参画社会」に関する用語の認知度

本市では、全国と比べ、「男女共同参画社会」に関する様々な用語の認知度が低く、中でも「知らない」と回答した人の割合が3割を超えており、「男女共同参画社会」に関する様々な言葉に関する認知度が不足している現状がうかがえます。



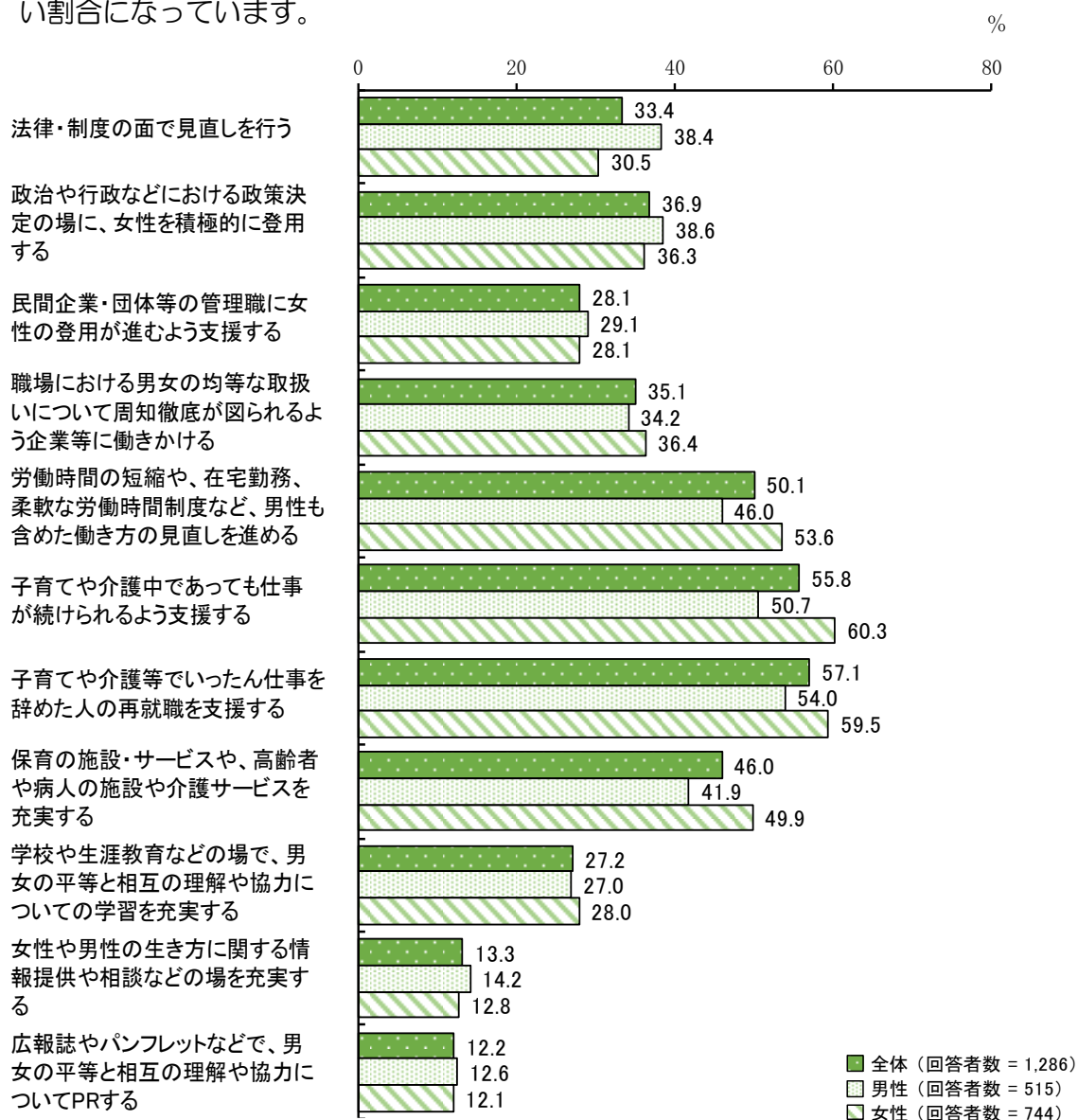
資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）
内閣府男女共同参画社会に関する世論調査（令和元年）

※全国の「知らない」は、「見たり聞いたりしたものはない」と「わからない」の合計

(4) 男女共同参画社会推進のため行政が力を入れていくべきこと

本市では、全体で「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」が57.1%と最も高く、次いで「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」が55.8%となっています。

性別で見ると、女性で「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」(60.3%)が9.6%、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」(49.9%)が8.0%、「労働時間の短縮や在宅勤務、柔軟な労働時間制度など、男性も含めた働き方の見直しを進める」(53.6%)が7.6%、男性より高い割合になっています。



資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年）

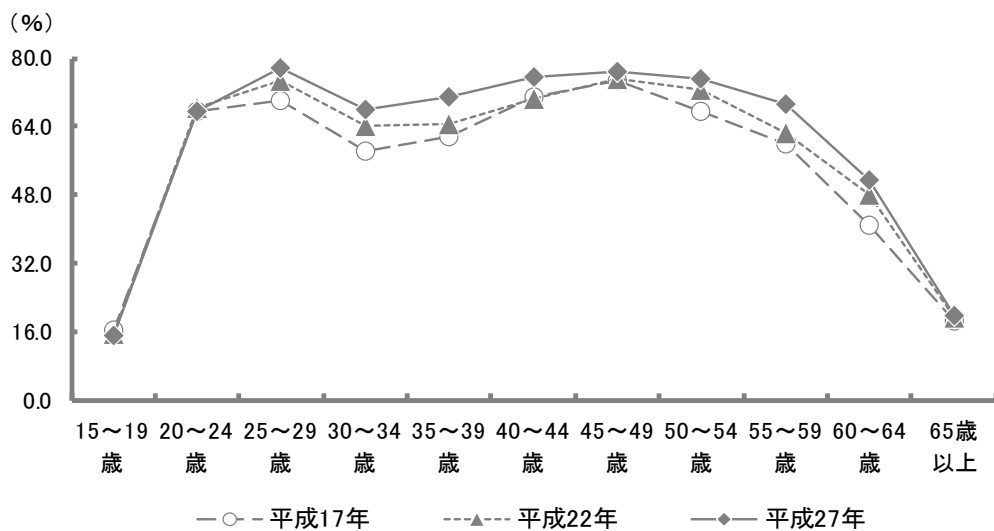
3 就業の状況

(1) 女性の年齢階級別就業率

本市の女性の年齢階級別就業率は、30歳代前半に大きく下がるM字カーブを描いていますが、その谷は経年の推移をみると浅くなってきています。

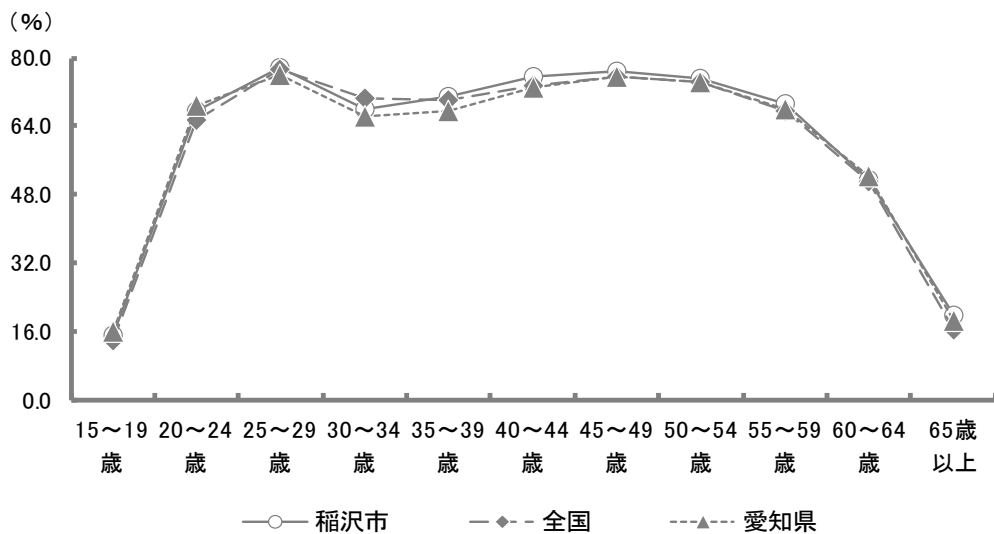
全国、愛知県との比較では、本市のM字カーブは全国よりも深く愛知県よりも浅くなっています。

女性の年齢階級別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢階級別就業率の全国、愛知県との比較

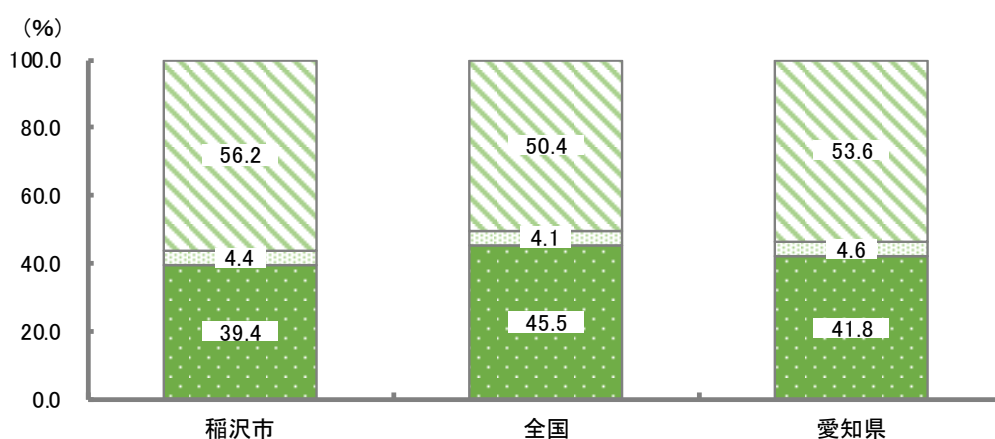


資料：国勢調査（平成27年）

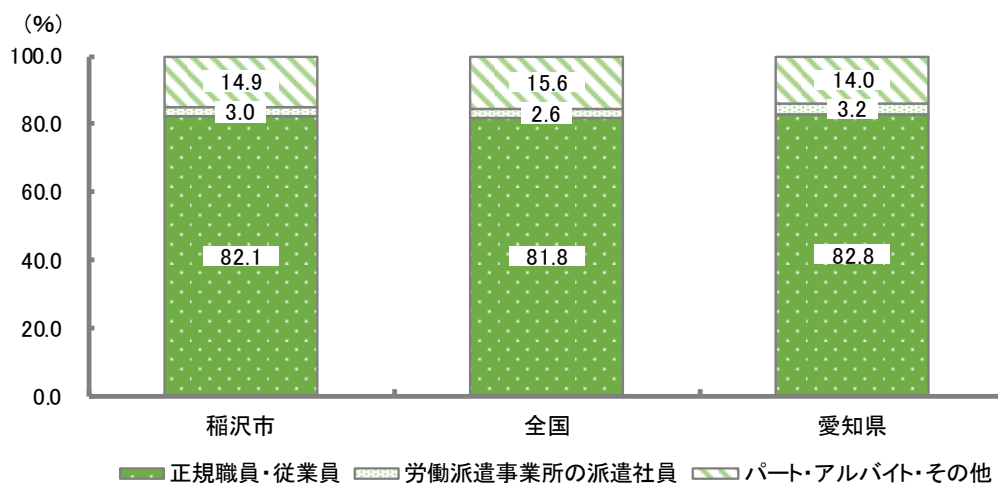
(2) 雇用形態別雇用者割合

本市の雇用形態別雇用者割合は、女性では全国、愛知県と同様に「パート・アルバイト・その他」の割合が一番高く、「正規職員・従業員」の割合は全国、愛知県と比較して低くなっています。

雇用形態別雇用者割合（女性）



雇用形態別雇用者割合（男性）

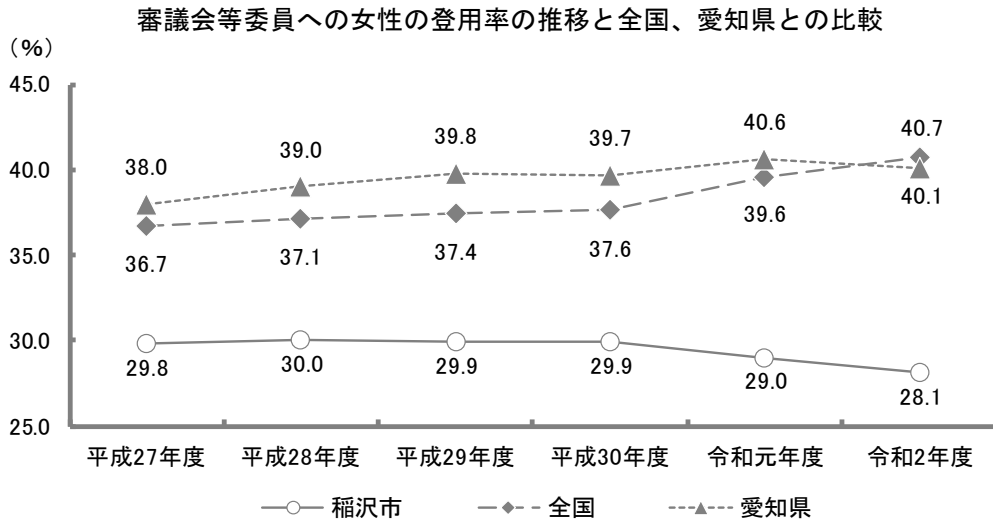


資料：国勢調査（平成27年）

4 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 審議会等委員への女性の登用率

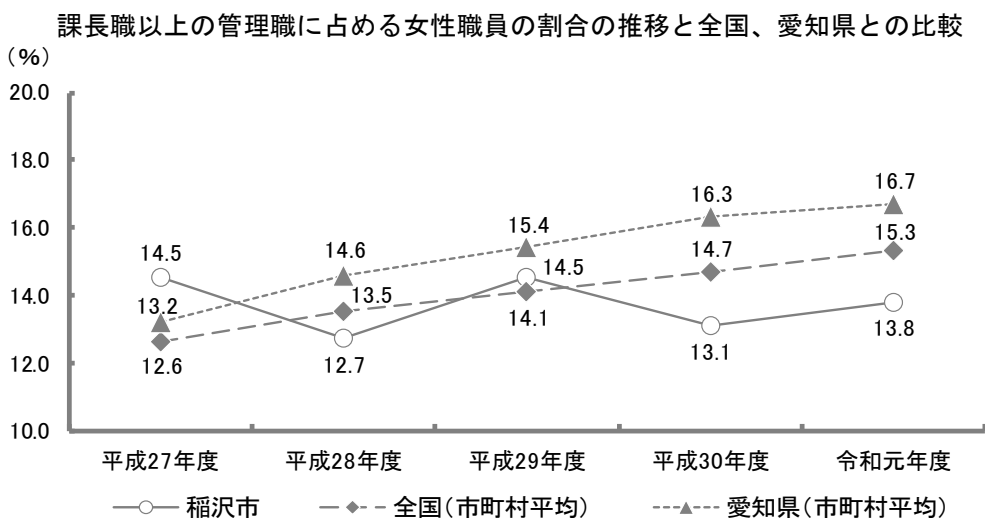
本市の審議会等委員に占める女性の割合は、平成30年度以降減少傾向にあり、全国、愛知県と比較すると低い割合となっています。



資料：稲沢市：企画政策課、愛知県：愛知県県民文化部男女共同参画推進課
 全国：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

(2) 市職員の課長職以上の管理職に占める女性職員の割合

平成27年度から5年間の本市職員の課長職以上の管理職に占める女性職員の割合は、年ごとにばらつきはあるものの、平成27年度と比較すると減少しており、全国、愛知県の市町村平均と比較すると、平成27年度と平成29年度を除いて、低い割合となっています。

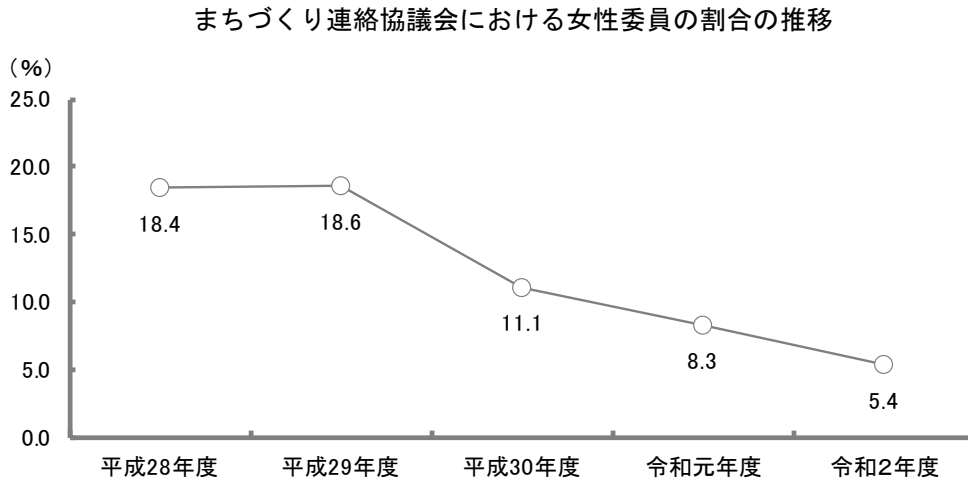


資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査

5 地域活動への女性の参画状況

(1) まちづくり連絡協議会における女性委員の割合

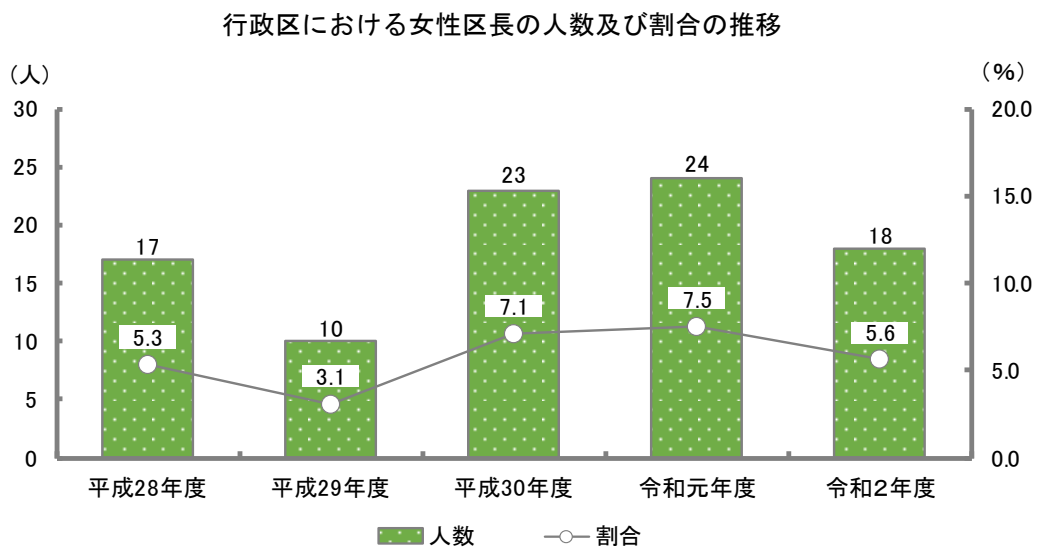
支所・市民センター地区ごとに特色ある地域活動を実施するまちづくり推進協議会の会長と副会長で組織するまちづくり連絡協議会における女性委員の割合は、年々減少している状況です。



資料：稲沢市：地域協働課

(2) 行政区における女性区長の割合

住民の福祉向上を図るため、行政区の代表として市から委嘱している区長のうち、女性区長の人数及び割合は、低い水準で推移しています。



資料：稲沢市：地域協働課

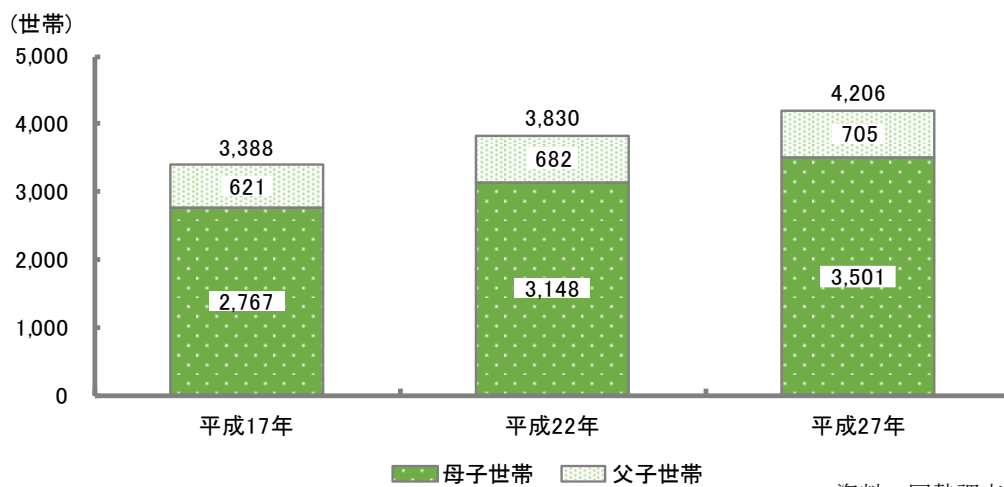
6 様々な困難を抱える人の状況

(1) ひとり親家庭の世帯の状況

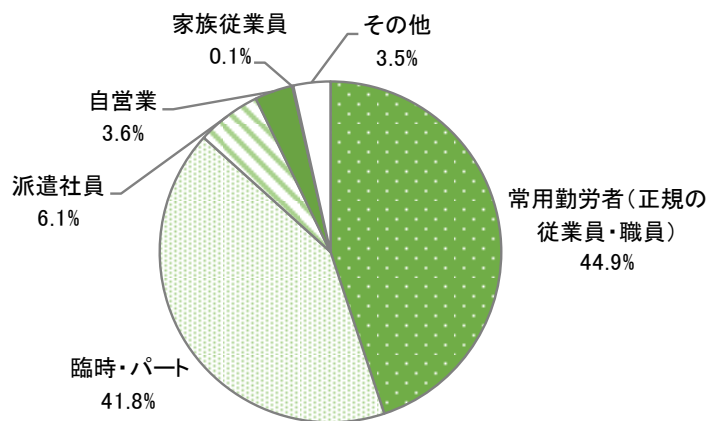
本市では、ひとり親家庭のうち8割以上が母子世帯となっています。

愛知県が実施した「ひとり親家庭等実態調査」によると、母子世帯の仕事の雇用形態は、約半数が臨時・パートや派遣社員といった非正規雇用労働者となっており、年間収入を父子世帯と比較すると、300万円未満の割合が多くなっています。

ひとり親家庭の世帯数の推移

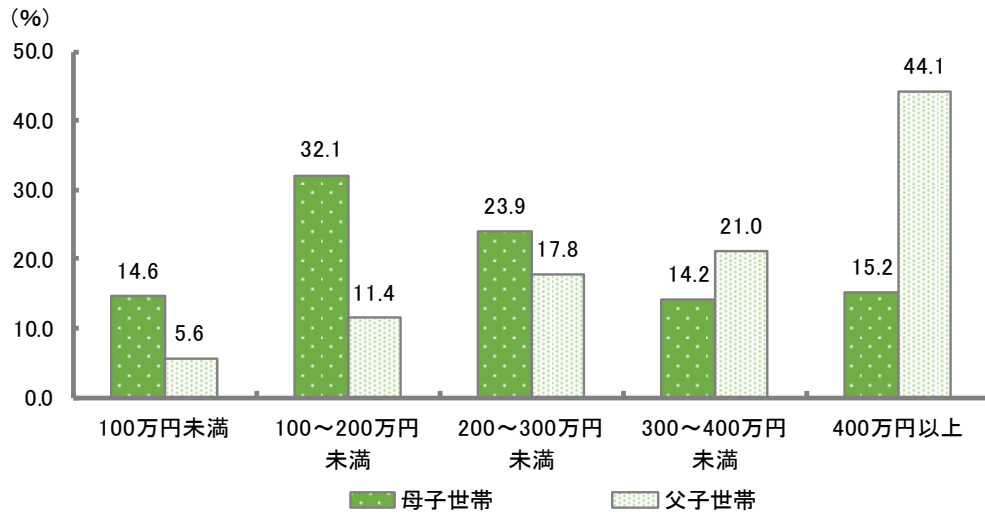


母子世帯の仕事の雇用形態



資料：平成28年度愛知県ひとり親家庭等実態調査

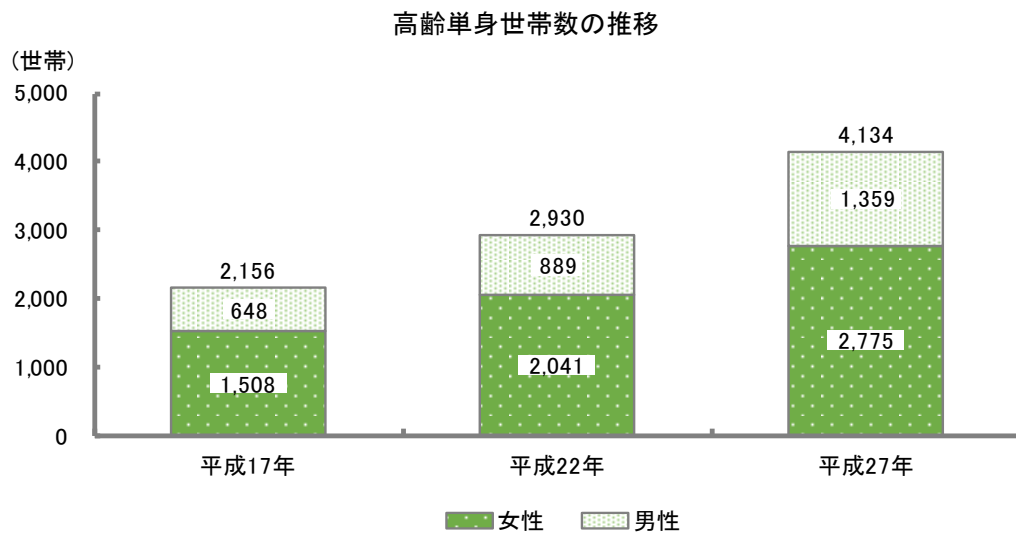
ひとり親世帯の年間収入の構成割合



資料：平成28年度愛知県ひとり親家庭等実態調査

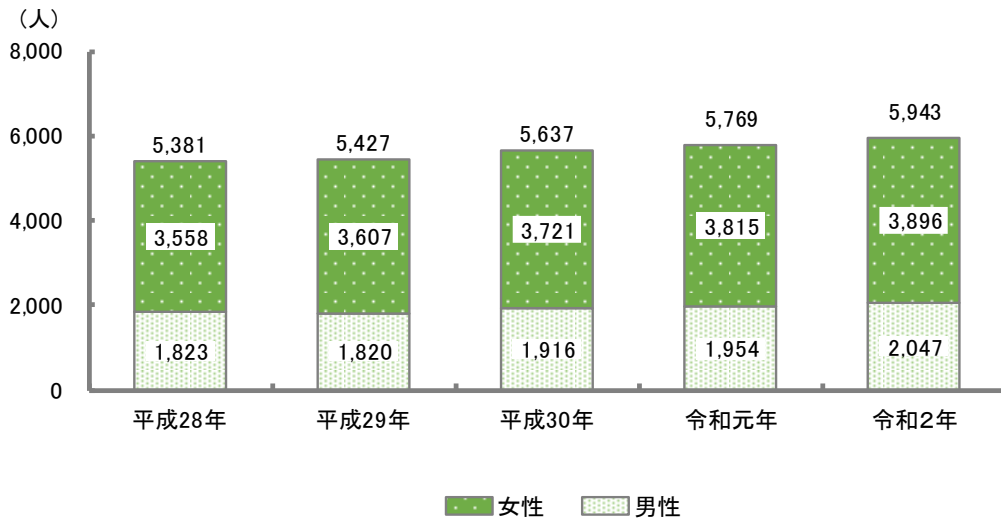
(2) 高齢単身世帯と要支援・要介護認定者の状況

65歳以上の高齢単身世帯と要支援・要介護認定者は年々増加しており、いずれも男性よりも女性の割合が高くなっています。



資料：国勢調査

要支援・要介護認定者数の推移



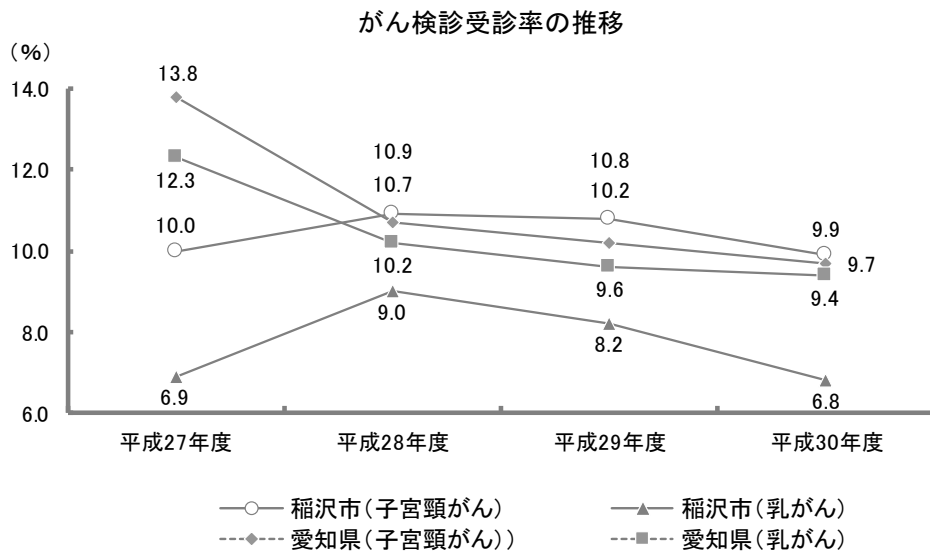
資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

7 健康に関する状況

(1) がん検診受診率

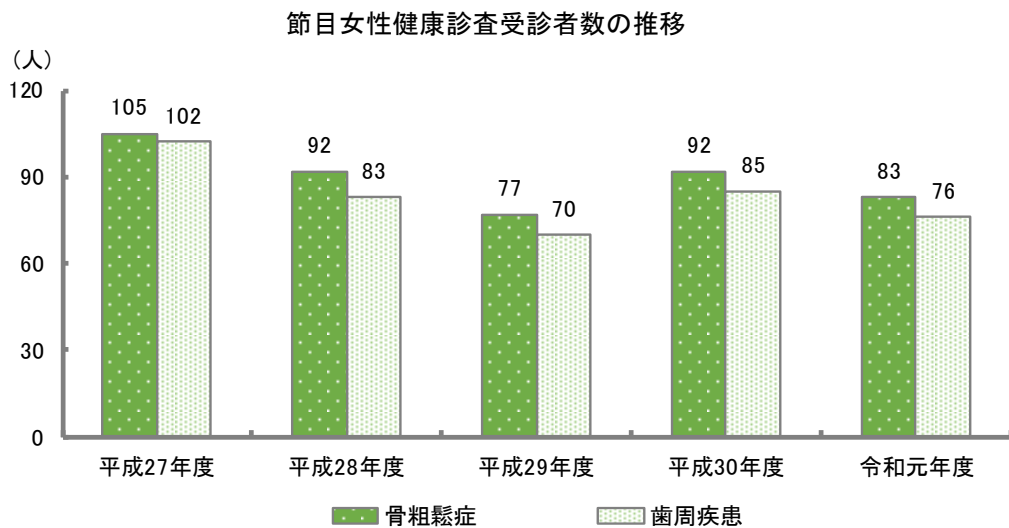
女性は妊娠・出産期などの可能性があるため、男性とは異なる健康上の問題が存在します。

がん検診のうち、本市における女性を対象とした子宮頸がん検診、乳がん検診受診率は、いずれも低い状況で推移しています。特に、乳がんの受診率は、すべての年度で愛知県の受診率を下回っている状況となっています。



(2) 節目女性健康診査（骨・歯）の受診者数

節目女性健康診査（骨・歯）の受診者数は、年度ごとに異なるものの年間70～100人で推移しています。



8 ワーク・ライフ・バランスに関する状況

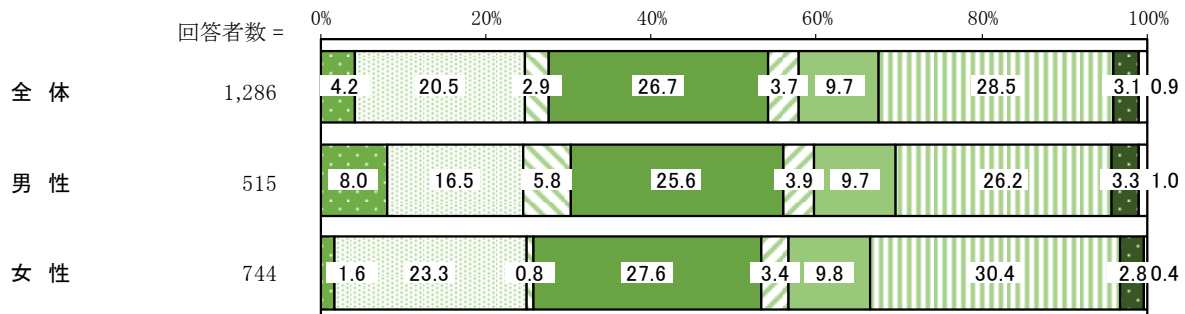
(1) 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（希望、現状）

生活の中での希望優先順位は、全体で「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに大切にしたい」と回答した人の割合が28.5%と最も高く、次いで「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が26.7%、「『家庭生活』を優先したい」が20.5%となっています。現状では、全体で「『家庭生活』を優先している」と回答した人の割合が24.9%と最も高く、次いで「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」が21.5%、「『仕事』を優先している」が20.4%となっています。

希望と現状を比較すると、希望優先順位が最も高い「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先にしたい」と回答した人の割合が、現状では希望よりも18.0%低く、現状として「『仕事』を優先している」と回答した人の割合が希望よりも16.2%高くなっており、仕事優先の現状がうかがえます。

現状と希望の乖離が大きい項目を男女別にみると、男性では、現状として「『仕事』を優先している」と回答した人の割合が、22.3%希望よりも高くなっており、女性では、現状として「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先している」と回答した人の割合が20.1%希望よりも低くなっています。

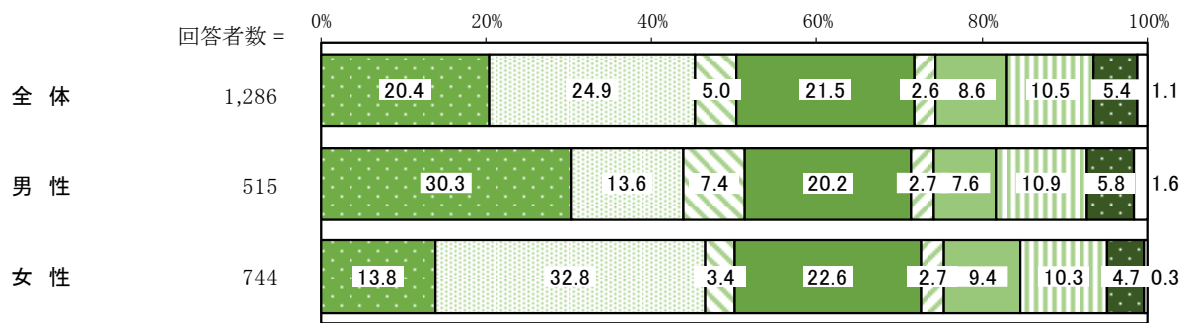
【希望】



資料：稲沢市「男女共同参画意識に関する市民アンケート調査」（令和元年度）

- 「仕事」を優先したい
- 「家庭生活」を優先したい
- 「地域・個人の生活」を優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- わからない
- 無回答

【現 状】



資料：稲沢市「男女共同参画意識に関する市民アンケート調査」（令和元年度）

- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- わからない
- 無回答

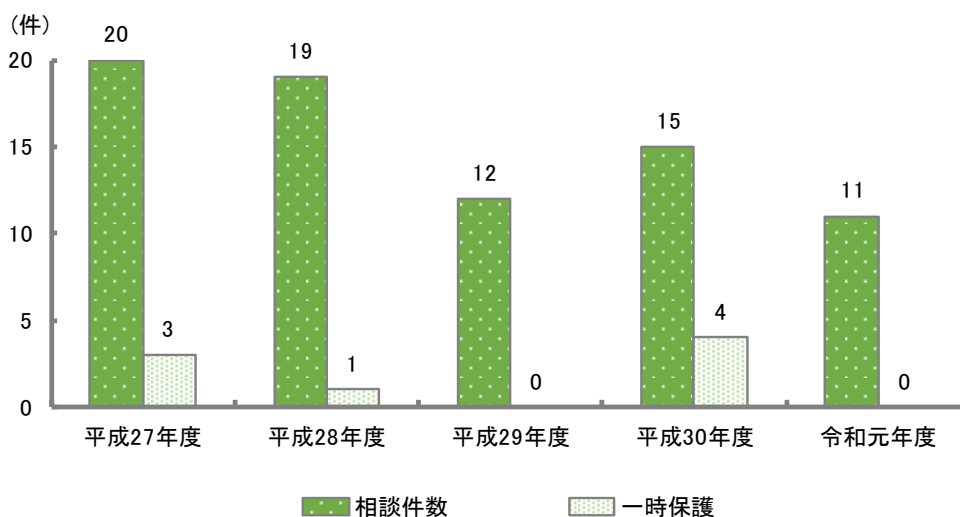
9 女性に対する暴力の状況

(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）相談、一時保護件数

令和元年度までの過去5年間に於ける本市の「DVの相談件数」は、11件から20件の間で推移しており、一時保護件数は、0件から4件の間で推移しています。

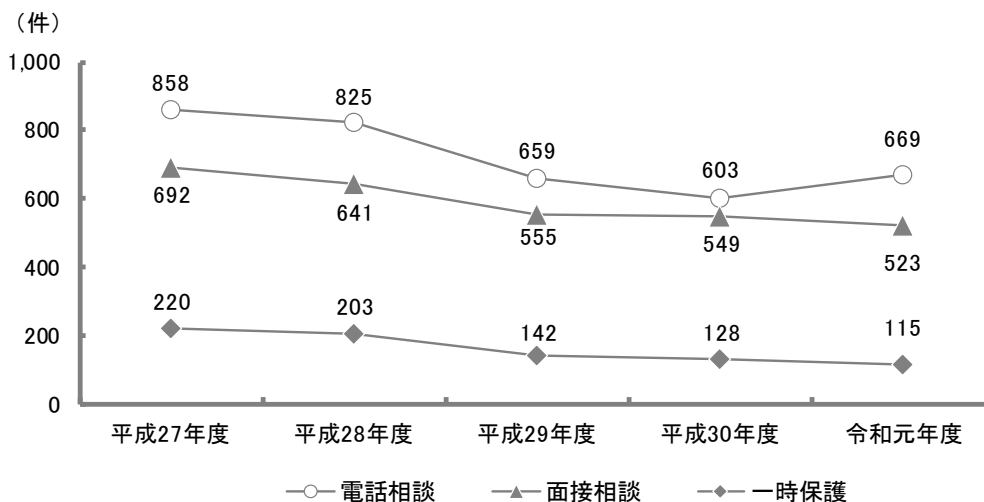
また、愛知県女性相談センターに寄せられた県全体のDVに関する相談、一時保護件数は減少傾向にあります。電話相談は令和元年度に増加しています。

DV相談、一時保護件数の推移（稲沢市）



資料：稲沢市：福祉課、子育て支援課

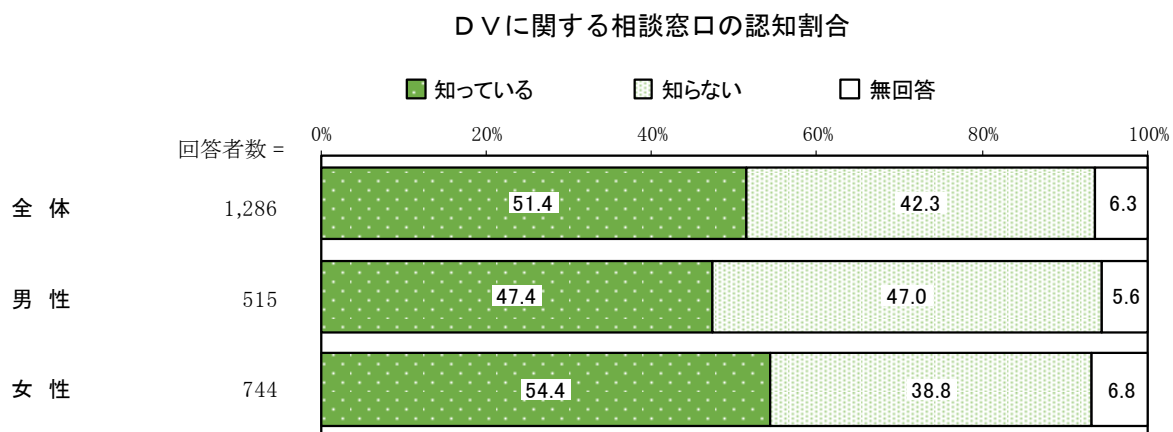
DV相談、一時保護件数の推移（愛知県）



資料：愛知県女性相談センター

(2) DVに関する相談窓口の認知割合

本市における「DVに関する相談窓口の認知割合」は、「DVについて相談できる窓口があることを知っている」と回答した方が全体で51.4%、女性で54.4%と半数程度に留まっており、相談窓口の周知が不足していることがうかがえます。



資料：稲沢市男女共同参画意識に関する市民アンケート調査（令和元年度）

10 いなざわ男女共同参画プランⅡの評価

本プラン策定の参考とするため、以下のとおり「プランⅡ」で設定した数値目標の達成状況を評価しました。

- 【評価基準】 A：令和2年度の目標値をすでに達成している。
 B：令和2年度の目標値には達していないが、プランⅡ策定時（注1）及び平成26年度の数値よりも改善（横ばい含む。）している。
 C：令和2年度の目標値には達していないが、プランⅡ策定時 又は平成26年度のどちらかの数値よりも改善している。
 D：プランⅡ策定時及び平成26年度の数値よりも後退している。

数値目標	基準値	実績値	現況値	目標値	評価結果
	策定時	平成26年度	令和2年度 (注2)	令和2年度	
基本目標Ⅰ. 男女共同参画意識の形成					
基本的課題1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の啓発					
「男女共同参画社会」という用語の周知度	52.5%	38.7%	39.0% (注3)	100%	C
基本課題2. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実.					
男女共同参画推進セミナーに参加する男性の割合	8.1%	25.5%	20.5% (注3)	35%	C
基本目標Ⅱ. あらゆる分野への男女共同参画の推進					
基本的課題1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大					
市の審議会等に占める女性委員の割合	21.9%	29.2%	28.1%	35%	C
農業委員に占める女性委員の割合	0%	5.6%	15.8%	9.0%	A
基本的課題2. 地域活動への参画促進					
まちづくり推進協議会に占める女性委員の割合	15.6%	13.9%	5.4%	25.0%	D
基本目標Ⅲ. 少子・高齢社会に対応した福祉の充実					
基本的課題 1. 子育て支援の推進					
延長保育の促進	11園	29園	31園	23園	A
乳児保育の促進	11園	30園	32園	29園	A
障害児保育の促進	5園	12園	17園	12園	A
一時保育の促進	2園	6園	6園	7園	B
放課後児童健全育成事業の促進	15クラブ	27クラブ	26クラブ	38クラブ	C
市民1人当たりの都市公園面積	3.80㎡	4.93㎡	4.97㎡	5.10㎡	B

数値目標	基準値	実績値	現況値	目標値	評価結果
	策定時	平成 26 年度	令和 2 年度 (注 2)	令和 2 年度	
基本的課題 2. 高齢者支援等の推進					
高齢者ふれあいサロンの運営所数	8 か所	27 か所	46 か所	34 か所	A
シルバーハウジングの整備促進	0 戸	9 戸	27 戸	27 戸	A
公共施設のバリアフリーの整備	25 施設	44 施設	53 施設	48 施設	A
基本目標Ⅳ. 男女平等に基づく労働環境の整備					
基本的課題 1. 労働環境の整備					
(文書による) 家族経営協定締結 (農家) 数	21 戸	53 戸	53 戸	55 戸	B
ファミリー・フレンドリー登録企業	3 社	22 社	25 社	27 社	B
基本的課題 3. 市役所における男女共同参画の推進					
課長職以上の管理職に占める女性職員の割合 (一般職)	1.5%	6.8%	11.4%	12%	B
基本目標Ⅴ. 男女平等の実現に向けた地域環境の整備					
基本的課題 2. 生涯を通じた女性の健康の支援					
乳がん検診の受診率	—	6.8%	7.7% (注 3)	16.3%	C
基本的課題 3. 地域における相互扶助の推進					
市民活動支援センター登録団体数	—	128 団体	103 団体	180 団体	D
市民活動支援センター登録団体所属会員数	—	6,432 人	2,761 人	8,000 人	D
市民活動支援センター市民登録者数	—	20 人	11 人	25 人	D
福祉ボランティア登録者数	1,309 人	1,306 人	1,269 人	2,300 人	D

注 1 プランⅡ策定時 平成 16 年度～平成 18 年度

注 2 令和 2 年 4 月 1 日時点の数値です。

注 3 令和 2 年 3 月 31 日時点の数値です。

【評価結果のまとめ】

22 ある指標のうち、A評価となったものは7指標、目標未達成ではあるものの、策定時及び平成 26 年度から改善したB評価が5指標、計画策定時又は平成 26 年度のどちらかの数値よりも改善したC評価が5指標という結果となっています。基本的課題の「地域活動への参画促進」、「地域における相互扶助の推進」がいずれもD評価となっており、地域活動分野における取組みが課題となっています。

第3章

プランの基本的な考え方

1 基本理念

市の最上位計画である「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」では、政策の一つとして、「男女がともに家庭生活と社会生活を両立できる環境づくりを進め、誰もが活躍できるまち」を目標に掲げています。

また、本市では「人にやさしく 活力あるまちづくり」の実現のため、市役所における女性管理職の積極登用など、「女性が輝くまち 稲沢」の推進を掲げております。

男女共同参画社会を実現していくためには、引き続き、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参加の促進に努めなければなりません。

本プランにおいては、プランⅡの基本理念である「男女共同参画社会の実現」を具体化し、「男女にかかわらず 個性と能力を発揮できる 男女共同参画社会の実現」を掲げ、引き続き、男女共同参画社会の実現を目指します。

基本理念

**男女にかかわらず
個性と能力を発揮できる
男女共同参画社会の実現**

2 基本目標

本プランでは、基本理念である「男女にかかわらず 個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現」のため、4つの基本目標を掲げます。基本目標ごとに数値目標を設定し、達成状況を評価することで実効性を担保します。

I 男女共同参画社会に向けた意識の向上

固定的な役割分担意識は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる大きな要因となります。それらを解消していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、その必要性を理解した上で自らの意識を変えていくことが求められます。

そのため、男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を行い、男女共同参画への理解や関心を高めるとともに、家庭や職場、学校での男女共同参画意識の向上が図れるよう啓発を行っていきます。

II あらゆる分野での男女共同参画の推進（稲沢市女性活躍推進計画）

女性も男性も、社会の一員としてあらゆる分野で個性と能力を発揮していくためには、性別に関係なく参画できる機会が保証されることが必要となります。

そのため、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、男女にかかわらず、人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる取組みを支援します。

III 男女共同参画の視点に立った環境の整備

自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会となるためには、性別、身上、障害の有無などによって生活上様々な困難を抱える人が、安心して暮らし、その意欲と能力に応じた、様々な形で社会に参画することが必要です。

そのため、男女共同参画の視点から、性別、身上、障害の有無、さらには性的少数者（LGBT等）を含めた多様性を尊重し、個人のおかれた状況に応じた支援や理解促進のための取組みを行います。また、生涯健康で暮らせるよう身体的特性やライフステージに応じた健康支援と意識啓発を行っていきます。

IV 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（稲沢市DV対策基本計画）

暴力は、身体だけでなく、精神的にも癒されない傷として長年にわたって影響する人権侵害行為です。配偶者等による暴力の被害者は女性であることが多く、その背景には、性別に関わる固定的な意識、社会的地位や経済力の格差など、男女が置かれている状況に根差した社会的・構造的な問題が存在すると考えられています。

そのため、暴力を許さない人権意識を高めるとともにDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組み、若年層への啓発を行っていきます。

3 プランの体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本的施策]

男女にかかわらず
個性と能力を發揮できる
男女共同参画社会の実現

I 男女共同参画
社会に向けた
意識の向上

1 男女共同参画の理解の促進

2 男女共同参画に関する教育・学習の充実

II あらゆる分野で
の男女共同参画
の推進

【稲沢市女性活躍推進計画】

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

2 安心して子育て・介護ができる環境整備

3 女性への就労支援

4 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)の推進

5 地域活動における男女共同参画の推進

III 男女共同参画の
視点に立った環
境の整備

1 生活上の困難を抱える人々への支援

2 生涯を通じた健康づくりの支援

IV 配偶者等に対す
るあらゆる暴力
の根絶

【稲沢市DV対策基本計画】

1 DV等に関する啓発活動の推進

2 DV等相談体制の充実

3 DV被害者の保護・自立に向けての支援の充実

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上

めざす方向

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、お互いを尊重し認め合う意識向上に努めます。

数値目標

項目		現状値	目標値
①「社会全体」において男女平等であると考える市民の割合	男性	19.2%	25%
	女性	11.3%	20%
②「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に反対・どちらかといえば反対の市民の割合	男性	48.8%	55%
	女性	54.8%	65%

1 男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会を実現していく上で、大きな障害の一つとなっている性別に基づく固定的な役割分担意識は、人々の意識の中にいまだ根強く残っています。

男女共同参画を正しく理解してもらうため、男女共同参画に関するイベントの開催や広報紙・ホームページを活用した情報発信により、男女共同参画に関する啓発活動に取り組みます。

取 組	内 容	担当課
男女共同参画に関する情報発信の充実	情報誌の発行や広報紙・ホームページなどへの記事掲載を通じ、男女共同参画に関する情報を広く市民に発信します。	地域協働課
男女共同参画に関するイベント等の開催	男女共同参画に関するイベントや啓発のためのパネル展示を行います。	地域協働課

2 男女共同参画に関する教育・学習の充実

「男女共同参画社会」に関する用語の認知度が不足している現状を踏まえ、地域や職場など、様々な場面で男女共同参画について学ぶことができる学習機会の充実に努めます。

また、次世代を担う子たちが、子どもの頃から男女共同参画社会の理解を深め、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を伸ばし、健やかに成長できるよう、家庭や学校、地域などが協力して取り組んでいきます。

取 組	内 容	担当課
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画への理解を深めるため、市民を対象に講座を開催します。また、講座の開催にあたっては男女が共に参加しやすい日時等の設定を行います。	地域協働課
市役所職員への男女共同参画研修の実施	男女共同参画への意識を高めるため、市役所職員への研修を実施します。	地域協働課
出前講座の実施	地域団体や企業などの要望に対し、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	地域協働課
学校における男女共同参画教育の推進	キャリア教育や人権教育などを通して、男女平等の大切さを児童・生徒に啓発し、指導の充実を図ります。	学校教育課
男女共同参画に関する図書の充実	男女共同参画に関連する図書や資料の充実を図ります。	図書館
学校図書室における関係図書の充実	男女平等、人権についての児童生徒向けの図書の充実を図ります。	学校教育課
家庭教育の支援	家庭内において、性別によって固定的な役割を決めつける考え方にとらわれることなく、男女平等意識を高める家庭教育を推進します。	生涯学習課

基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の推進

【稲沢市女性活躍推進計画】

めざす方向

出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、長時間労働の削減や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組みます。また、企業や各種団体と連携し、職場における男女共同参画の取組みを推進します。

さらに、男女共同参画社会の実現のために、女性活躍推進法の趣旨を踏まえて、あらゆる場での女性の参画の拡大をめざし、男女を問わず仕事と家庭生活を両立しながら活躍できるための環境の整備に取り組みます。

数値目標

項目	現状値	目標値
①法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	28.1%	35%
②「職場」において男女平等であると考えている市民の割合	男性	30%
	女性	25%
③行政区における女性区長の割合	5.6%	10%
④まちづくり連絡協議会における女性委員の割合	5.4%	25%
⑤市職員の課長職以上の管理職に占める女性職員の割合	13.8%	20%
⑥ファミリー・フレンドリー登録企業、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定企業、あいち女性輝きカンパニー認証企業	34社	41社
⑦防災会議における女性の登用率	7.9%	10%
⑧市民活動支援センターにおいて「男女共同参画社会の形成や促進を図る活動」を活動分野とする団体数	3団体	10団体

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画は、多様な視点や新たな価値観を、政策や方針に取り入れることが可能となることが期待されます。本市の審議会等における女性委員割合は、全国、愛知県と比べて、低い割合で推移している現状を踏まえ、今後は積極的な女性の登用に努めます。

また、職場や地域活動において、女性が積極的に活躍できるよう啓発・情報提供を行っていきます。

取組	内容	担当課
各種審議会等への女性委員登用促進	各種審議会等における女性委員の割合を増やし、方針・政策決定の場への女性の参画を進めます。	企画政策課 関係各課
女性職員の管理職への登用推進	男女の区別なく個人の能力を評価し、管理職への女性の積極的登用を図ります。	人事課
職場や地域団体などにおける女性の登用促進	職場や地域団体などの方針決定の場への女性の登用の必要性について企業などに啓発を行い、女性の参画を促します。	地域協働課 商工観光課 関係各課

2 安心して子育て・介護ができる環境整備

本市の女性の年齢階級別就業率は、30歳代前半に大きく下がるM字カーブの谷は経年の推移をみると浅くなっているものの、雇用形態の「正規職員・従業員」の割合は全国、愛知県と比較して低くなっています。市民意識調査では、「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政が力を入れていくべき施策として、全体では「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」と回答した人の割合が、女性では「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」と回答した人の割合が最も高くなっています。

こうした現状を踏まえ、男女問わず家事・育児・介護等を担い、働きたい女性が、子育てや介護等との選択を迫られることなく、希望する形で働き続けることができるよう、就業環境の整備に取り組みます。

取 組	内 容	担当課
保育サービスの充実	働く男女を支援するため、一時保育、休日保育、延長保育、病児・病後児保育などの各種保育サービス事業を推進します。	子育て支援課 保育課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織化し、相互援助活動を推進し、会員の確保と適切なコーディネートを行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	仕事等で昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、子どもに適切な遊びと生活の場を提供します。	子育て支援課
各種制度（育児休業・介護休業等）の周知	育児・介護休業制度、パートタイム労働法、ファミリー・フレンドリー企業、再就職支援などの情報収集に努め、広報やホームページなどでPRすることで、制度などの取得・利用を促します。	商工観光課
介護支援事業の充実	要介護者を抱える家庭を支援するため、徘徊高齢者家族支援、認知症介護家族支援などの各種介護支援事業を推進します。	高齢介護課

3 女性への就労支援

結婚や出産、介護等により、一時的に就業を中断している女性の職場復帰や再就職支援のため、職業能力向上のための研修や就労に関する相談支援を行います。

また、本市の植木・苗木産業は日本四大生産地として広く知られており、引き続き植木・苗木産業をはじめとした農業の活性化を担う必要がありますので、農業分野における男女共同参画の推進を図ります。

取 組	内 容	担当課
女性の就労支援のための学習機会・相談体制の充実	女性の就労や出産・育児・介護などで退職した女性の再就職を支援するためのワークショップ、セミナー、相談会を開催します。	商工観光課
女性農業者への支援の充実	農業分野における男女共同参画、女性活躍が促進されるよう、希望する女性に対し、就農や農業経営、家族経営協定等の支援を行います。	農務課

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のためには、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、長時間労働、転勤など男性中心型労働を見直すことが重要です。

そのため、男女がともにそれぞれの働き方、暮らし方を意識し、子育てや介護など家族・生活と仕事を両立しながら働き続けられるよう、職場における意識改革（働き方改革）を進めるとともに支援する環境づくりを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたテレワークやオンラインの活用は多様で柔軟な働き方に新しい可能性をもたらしています。休暇の取得促進や短時間勤務などの制度促進を進め、多様な働き方、効率的な働き方の普及を図ります。

取組	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発	県内一斉ノー残業デーを始めとした定時退社や有給休暇の取得促進、愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の紹介など、企業に対し、仕事と家庭の両立に配慮した働き方に関する啓発を行います。	商工観光課
公共調達における男女共同参画推進企業への優遇策の活用	女性の活躍や子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進等に積極的に取り組む企業を評価する入札、契約制度を活用します。	契約検査課
柔軟な働き方に関する啓発	育児、介護休業制度の利用促進や、短時間勤務、テレワークの導入など、介護や子育てを抱える人が柔軟な働き方に関する啓発を行います。	商工観光課
市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	特定事業主行動計画に基づき、職員の仕事と家庭の両立や子育てをしやすい職場環境づくりに努めます。	人事課

5 地域活動における男女共同参画の推進

本市では、地域活動における女性の参画が進んでいない状況にあります。

こういった状況を踏まえ、男女が性別に関わらず様々な地域活動に参画できるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供を行います。

取 組	内 容	担当課
地域づくり・まちづくり活動における男女共同参画の推進	地区区長会・まちづくり推進協議会などの各地域における団体や組織などへ男女共同参画に関する情報の提供等啓発を行います。	地域協働課
地域防災における男女共同参画の推進	自主防災組織や消防団などに、女性が参画できるよう機会の充実に努めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れるため、防災リーダーを育成する講座や防災訓練などへの女性の参加を推進します。	危機管理課 消防本部総務課
環境分野における男女共同参画の推進	環境ボランティア「さわやか隊」への女性参加を、稲沢市さわやか隊だより、現会員への呼びかけ等により促進します。	環境保全課
市民活動における男女共同参画の推進	地域における相互扶助を推進するため、男女共同参画に取り組む市民活動団体を育成します。	地域協働課

基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った環境の整備

めざす方向

高齢者や障害者、ひとり親家庭、性的少数者（LGBT等）など、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談をはじめとする各種支援や理解促進のための啓発を行い、安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

また、健康診査や相談体制の充実、主体的な健康づくりなどの取組みを推進することで、生涯にわたって健康に暮らせる環境整備に努めます。

数値目標

項目	現状値	目標値
①性的少数者（LGBT等）について知っている人の割合	71.5%	80%
②心身ともに健康であると思う市民の割合	61.3%	75%
③子宮頸がん検診受診率	10.4%	15%
④乳がん検診受診率	7.7%	15%

1 生活上の困難を抱える人々への支援

ライフスタイルや価値観の多様化などにより、本市においても、ひとり親家庭の世帯が増加しているため、ひとり親家庭が自立して地域で生活できるよう就業相談や経済支援を行います。

また、性的指向・性自認に関すること、障害などによって生活上様々な困難を抱える人々が、安心して暮らし、その意欲と能力に応じて、様々な形で社会に参画することができるよう、生活の自立と安定のための支援を行います。

取組	内容	担当課
相談体制の充実	福祉総合相談、障害者相談、女性悩みごと相談、法律相談等の福祉相談及び子育て総合相談をそれぞれワンストップでの相談体制の充実に努めます。	福祉課 子育て支援課
ひとり親家庭の就業支援	自立に向けた支援の推進及び母子・父子家庭就業相談を実施します。	子育て支援課

取組	内容	担当課
ひとり親家庭への経済的支援	医療費助成、児童扶養手当、就学援助費等経済的な支援を行います。	国保年金課 子育て支援課 学校教育課
生活困窮者自立相談支援事業の推進	安定した生活を送れるまでの支援として、就労支援や家計相談のほか、各種専門機関の紹介や情報提供などを行います。	福祉課
障害者支援施策の推進	就労を希望する障害者に対し、就労に向けた訓練等を提供する日中活動系サービスを実施し、障害者の就労の場の充実を推進します。	福祉課
介護支援事業の充実【再掲】	要介護者を抱える家庭を支援するため、徘徊高齢者家族支援、認知症介護家族支援などの各種介護支援事業を推進します。	高齢介護課
多様な性に関する理解促進	性的少数者（LGBT等）に対する理解を深めるための啓発を行います。	地域協働課
様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。	学校教育課

2 生涯を通じた健康づくりの支援

生涯にわたって健康で充実した生活を送るためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持てるよう、個人個人の身体的特性やライフステージに応じた健康づくりを支援します。

取組	内容	担当課
各種がん検診、健康診査、各種健康教室の充実	性差やライフステージに合った、各種がん検診、健康診査、各種健康教室の充実に努めます。	健康推進課
健康に関する相談体制の充実	健康診査事後相談、医師健康相談、食生活相談等、相談体制の充実に努めます。	健康推進課
保健師による家庭訪問の実施	妊産婦の家庭等に保健師が訪問することにより、妊娠中の生活、出産後の育児、保健サービス等について助言、支援します。	健康推進課
健康マイレージ事業の推進	主体的な健康づくりと良好な生活習慣を身に付けてもらうため、愛知県と協働し健康マイレージ事業を推進します。	健康推進課
生涯を通じた健康づくりの支援	健康状況や性差、年齢に応じた運動・スポーツ活動を推進し、生涯を見通した健康な体づくりを支援します。	スポーツ課

基本目標Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

【稲沢市DV対策基本計画】

めざす方向

重大な人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力などに対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、被害者の早期発見、早期対応に取り組むとともに、被害者の安全を最優先とし、安心して生活できるよう支援します。

数値目標

項目	現状値	目標値
①DV（配偶者等からの暴力）の用語の認知度	86.5%	95%
②DVに関する相談窓口を知っている人の割合	51.4%	80%

1 DV等に関する啓発活動の推進

DV等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生の防止、あるいは、早期に発見するため、市民への意識啓発を行います。また、デートDVや性犯罪・性暴力被害から若年層を守るため、教育現場と連携し意識啓発に努めます。

取組	内容	担当課
DV、ハラスメントなどの暴力被害防止に向けた市民への啓発	広報やホームページ、街頭啓発、講座の開催等により、DV等についての正しい知識の普及を図ります。	地域協働課
若年層への性被害の情報提供	デートDVやストーカー被害、若年層が被害に遭いやすいSNSを使った性被害などについての情報提供を行います。	地域協働課 学校教育課

2 DV等相談体制の充実

本市における相談窓口の認知度も51.4%と十分であるとは言えない状況であることを踏まえ、DVなどの相談体制を充実させるとともに、市民への周知に努めます。

取組	内容	担当課
DV、ハラスメントなどの相談体制の充実	DVなどの相談体制を充実させ、男女ともに被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。	福祉課 健康推進課
相談窓口の周知	広報やホームページ、リーフレット等により相談窓口の周知を図ります。	地域協働課 福祉課 健康推進課

3 DV被害者の保護・自立に向けての支援の充実

関係機関や庁内の連携・協働を強化することで、DV被害者の保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

取組	内容	担当課
迅速・円滑な一時保護の実施	警察や県女性相談センター、民間機関等との連携を強化し、被害者の安全確保を最優先して迅速かつ円滑な一時保護を実施します。	福祉課 学校教育課
被害者情報の適正管理	被害者の住所等が加害者に知られることのないよう関係課が連携し、被害者情報の適正管理を図ります。	福祉課 学校教育課 市民課
自立に向けた生活支援	各種手当での支給や就業支援、各種福祉サービスの提供により、自立に向けた支援を行います。	福祉課 子育て支援課 保育課 高齢介護課
健康に対する支援	被害者が医療機関等で健康回復のために適切な支援を受けられるよう相談支援を行います。	健康推進課
子どもに対する支援	教育委員会、児童相談センター等と連携し、子どもの支援を行います。	子育て支援課 学校教育課

1 推進体制

本プランを実効性のあるものとし、着実に施策を推進していくために、次のような推進体制を整え、事業を推進していきます。

(1) 庁内の推進体制

庁内関係課との連携を強化し、全庁的な取組を推進するため、関係各課で組織する「稲沢市男女共同参画推進連絡会議」を適宜開催します。その際、関係課に事業の実施状況等の報告を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施しながら、それぞれの施策に対する取組状況の把握と情報の共有に努めます。

また、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、研修などを通じて職員への意識啓発に努めます。

(2) 市民・関係団体等と連携した推進

市民自らが家庭や地域、職場などあらゆる場面において男女共同参画社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報掲載、リーフレットの配布、セミナー開催等による啓発を推進します。

また、広く市民の意見を施策に反映させるために、学識経験者、関係団体の代表者・公募市民で組織する「稲沢市男女共同参画審議会」を適宜開催し、計画の進捗状況の把握や事業推進に対する提言ができる場を設けます。

(3) 国・県・他市町村の情報収集及び連携

国や県、他市町村における取組みの情報収集に努め、連携しながら計画を推進していきます。

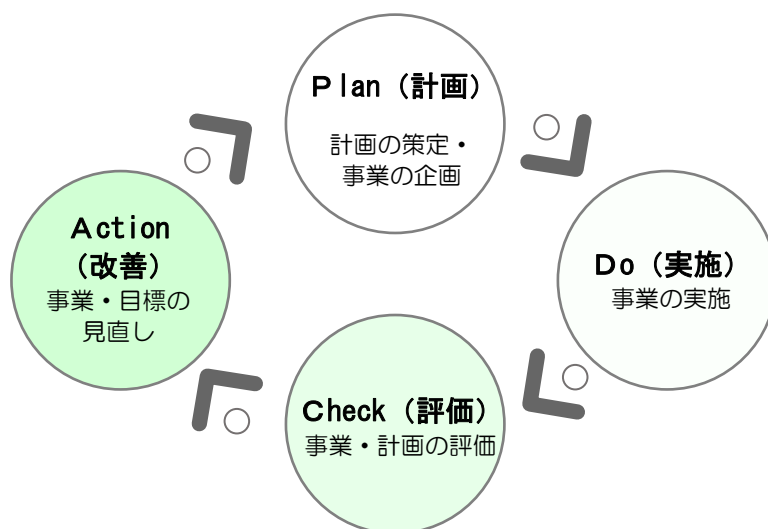
2 進行管理

担当課による事業報告及び成果目標値の把握により 進捗状況を管理していきます。

プランの進捗状況は稲沢市男女共同参画審議会 に報告し、審議会委員からの提言を、各担当課にフィードバックすることで意識啓発、事業内容の改善、充実に活かしていきます。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

【PDCAイメージ】



3 数値目標一覧

項目	現状値	目標値	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識の向上			
①「社会全体」において男女平等である と考える市民の割合	男性	19.2%	25%
	女性	11.3%	20%
②「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に反対・どちらかといえば反対の市民の割合	男性	48.8%	55%
	女性	54.8%	65%
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の推進【稲沢市女性活躍推進計画】			
①法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合		28.1%	35%
②「職場」において男女平等である と考える市民の割合	男性	19.0%	30%
	女性	13.8%	25%
③行政区における女性区長の割合		5.6%	10%
④まちづくり連絡協議会における女性委員の割合		5.4%	25%
⑤市職員の課長職以上の管理職に占める女性職員の割合		13.8%	20%
⑥ファミリー・フレンドリー登録企業、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定企業、あいち女性輝きカンパニー認証企業		34社	41社
⑦防災会議における女性の登用率		7.9%	10%
⑧市民活動支援センターにおいて「男女共同参画社会の形成や促進を図る活動」を活動分野とする団体数		3団体	10団体
基本目標Ⅲ 男女共同参画の視点に立った環境の整備			
①性的少数者（LGBT等）について知っている人の割合		71.5%	80%
②心身ともに健康であると思う市民の割合		61.3%	75%
③子宮頸がん検診受診率		10.4%	15%
④乳がん検診受診率		7.7%	15%
基本目標Ⅳ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶【稲沢市DV対策基本計画】			
①DV（配偶者等からの暴力）の用語の認知度		86.5%	95%
②DVに関する相談窓口を知っている人の割合		51.4%	80%

